

## 企業年金 2 法施行後 5 年を迎えた企業年金の状況と 企業年金連合会の改善要望について

企業年金連合会

### 1 企業年金 2 法施行後 5 年間における企業年金の状況について

#### (1) 企業年金各制度の状況

##### ○厚生年金基金

解散基金の増加及び代行返上による確定給付企業年金への移行により、基金(特に単連基金)数の大幅減少

##### ○確定給付企業年金

基金型は、主に代行を返上した厚生年金基金の受け皿として、規約型は、主に適格退職年金の移行の受け皿として機能

##### ○確定拠出年金(企業型)

制度創設当初は先駆的に検討していた企業の導入にとどまっていたが、制度運営が固まってきた平成 15 年度あたりから急増

##### ○適格退職年金

平成 24 年 3 月末には制度廃止。

他の企業年金制度等への移行が迫られるが、移行したものの多くは、より制約の少ない中小企業退職金共済や確定拠出年金へ。また、まだ半数以上は移行していない。

#### (2) 企業年金が直面した課題と対応

##### ① 厚生年金基金・確定給付企業年金

○ 厳しい状況に直面し、対応を迫られた。

- ・ 平成 12 年度から 3 年連続の運用収益の大幅減少
- ・ 退職給付の新会計基準の導入により、企業年金の積立不足が母体企業の財務諸表に大きな影響

→ ・ 給付水準・予定利率の引き下げ

・ キャッシュバランスプランの導入

・ 厚生年金基金の代行返上による確定給付企業年金

## への移行

- 制度面の対応(財政運営の弾力化、代行部分についての厚生年金本体との中立性の確保)や、平成15年度から17年度の好調な運用により、一息ついている状況。
- こうした状況の下、制度面・財政面・手続面の規制緩和と併せ、経済状況(金融市場)、税制、会計基準といった、制度の外的要因が大きな問題。

### ②確定拠出年金

更なる普及のためには、拠出限度額、マッチング拠出、中途引き出し等の点について、改善が望まれる。

## 2 当連合会の主な改善要望について

別紙のとおり

## 3 企業年金連合会について

- 企業年金2法の施行を踏まえ、平成17年10月に、従来の厚生年金基金だけを会員とする厚生年金基金連合会から、確定給付企業年金や確定拠出企業年金なども会員とする「企業年金連合会」としてスタート。

- 企業年金連合会は、次の2つの機能を担っている。

### ①企業年金全体の「年金通算センター」としての機能

従来の、厚生年金基金の中途脱退者・解散基金加入者の年金通算という役割から、確定給付年金及び確定拠出年金も含めた年金通算センターへの役割の拡大。

(参考)年金支給状況(平成17年度末現在)

中途脱退者数 2,656万人(延べ)

年金受給者数 255万人

年金支給総額 3,300億円/年間

年金総資産額 約12兆円

### ②「企業年金のナショナルセンター」としての機能

企業年金制度、税制、会計基準、財政、資産運用等に関する政策提言や要望事項の取りまとめ、調査研究や情報の収集・提供、制度運営に関する相談助言、研修等の事業の実施。

## (別紙) 企業年金基金連合会の主な改善要望について

### 1 各制度共通

特別法人税の撤廃

### 2 厚生年金基金・確定給付企業年金

#### ①制度・運営面

- ・ 事務の簡素化・迅速化(規約変更手続の簡素化・迅速化  
給付減額の要件・手続の緩和等)
- ・ 積立基準の弾力化
- ・ 社会保険庁からの情報提供の拡大 等

#### ② 会計基準

- ・ 厚生年金基金の代行部分の見直し
- ・ 長期的な費用処理
- ・ 複数事業主制度 等

### 3 確定拠出年金

- ・ マッチング拠出の容認
- ・ 拠出限度額の撤廃またはさらなる引き上げ
- ・ 脱退一時金の支給要件緩和 等